

致已回国定居的遗华日本人及 遗桦太日本人

对凡符合以下法定条件的 60 周岁以上的遗华日本人及遗桦太日本人, 执行支付满额的老龄基础年金的制度。

要领取满额的老龄基础年金, 必须办理申请手续, 受理申请的期限为: 自符合法定条件日起算, 5 年为限, 在开始执行此制度的平成 20 (2008) 年 1 月 1 日即已符合法定条件者的申请截止日期为: 平成 24 (2012) 年 12 月 31 日, 尚未提交申请者, 请与本厚生劳动省联系。



咨询电话:

03-5253-1111 (分机 3468)

03-3595-2456 (专线)

厚生劳动省网址:

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanryukoji12-01.pdf>

●符合以下所有法定条件的遗华日本人及遗桦太日本人均作为对象。

1. 自明治 44 (1911) 年 4 月 2 日至昭和 21 (1946) 年 12 月 31 日的出生者。(注)
2. 自回国定居日起, 连续一年以上在日本国内有定居的住址者。
3. 昭和 36 (1961) 年 4 月 1 日以后初次回国的定居者。

(注) 在昭和 22 (1947) 年 1 月 1 日以后的出生者, 有被批准为对象的可能。

永住帰国した中国残留邦人、 樺太残留邦人のみなさまへ

次の要件に当てはまる 60 歳以上の中国残留邦人や樺太残留邦人の方々に対し、満額の老龄基礎年金を支給する制度があります。

老龄基礎年金を受給するには申請が必要です。申請の受付期間は、要件に当てはまってから 5 年間です。この制度が始まった平成 20 (2008) 年 1 月 1 日時点で要件に当てはまっていた方については、平成 24 (2012) 年 12 月 31 日が申請の締め切り日になります。まだ申請がお済みでない方は、厚生労働省までご連絡ください。

【問い合わせ先】03-5253-1111(内線3468)

03-3595-2456(直通)

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanryukoji12-01.pdf>

●次の全てに当てはまる中国残留邦人、樺太残留邦人の方が対象となります。

1. 明治 44 (1911) 年 4 月 2 日から、昭和 21 (1946) 年 12 月 31 日までに生まれた方※
2. 永住帰国した日から引き続き 1 年以上日本国内に住居のある方
3. 昭和 36 (1961) 年 4 月 1 日以後に初めて永住帰国した方

※ 昭和 22 (1947) 年 1 月 1 日以降に生まれた方でも、対象となる場合があります。